



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 小林製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 小林 章浩
コード番号 4967 東証第一部

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 98 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、平成 28 年 5 月 9 日に発表しました株式分割にともない、定款変更を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、今後さらなる海外事業の成長を続けていくうえで、海外連結子会社と決算期を統一することにより、事業運営のグローバル化とそれにとまなう経営の効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更することとし、現行定款第 13 条（基準日）、第 14 条（招集）、第 41 条（事業年度）、第 43 条（剰余金の配当の基準日）につきまして、所要の変更を行うものであります。

またこの変更にとまなない、第 99 期事業年度は平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

- (2) 平成 28 年 5 月 9 日に発表しました株式分割にとまなない、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 1 日をもって現行定款第 6 条（発行可能株式総数）につきまして、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後定款
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>17,010</u>万株とする。</p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p> <p>第15条～第40条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。 ③ (条文省略)</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>34,020</u>万株とする。</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p> <p>第15条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から同年<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。 ③ (現行どおり)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更後定款
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(第 99 期事業年度の期間)</u> <u>第 1 条 第 41 条の規定にかかわらず、第 99 期事業年度は、2016 年 4 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。</u>
(新設)	<u>(第 99 期事業年度の中間配当の基準日)</u> <u>第 2 条 第 43 条の規定にかかわらず、第 99 期事業年度の中間配当の基準日は 2016 年 9 月 30 日とする。</u>
(新設)	<u>(附則の有効期限)</u> <u>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、2016 年 12 月 31 日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u>

3. 日程

第 13 条・第 14 条・第 41 条・第 43 条・附則について

定款変更のための定時株主総会開催日： 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生予定日： 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

第 6 条について

定款変更の効力発生予定日： 平成 28 年 7 月 1 日 (金)

以 上

本件に関するお問合わせ先

小林製薬株式会社 広報総務部

大阪 TEL.06-6222-0142 東京 TEL.03-5602-9913